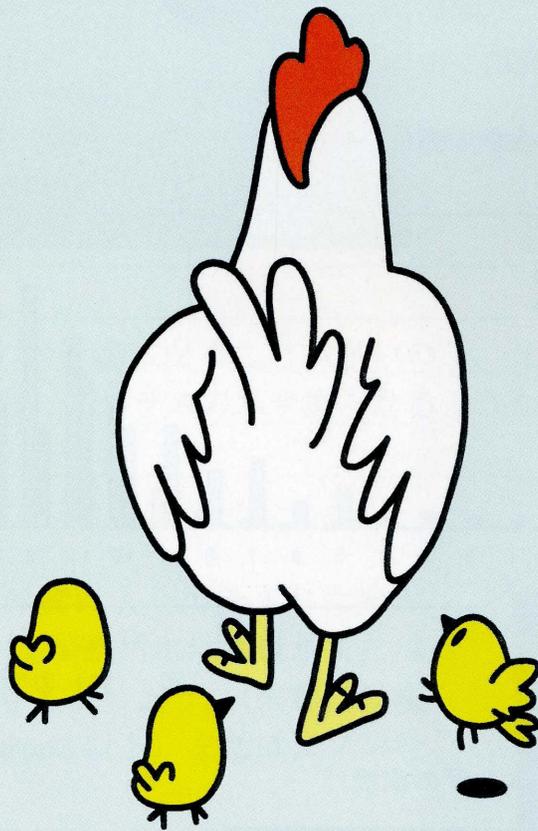


鳥インフルエンザウイルス の侵入を防ぎましょう

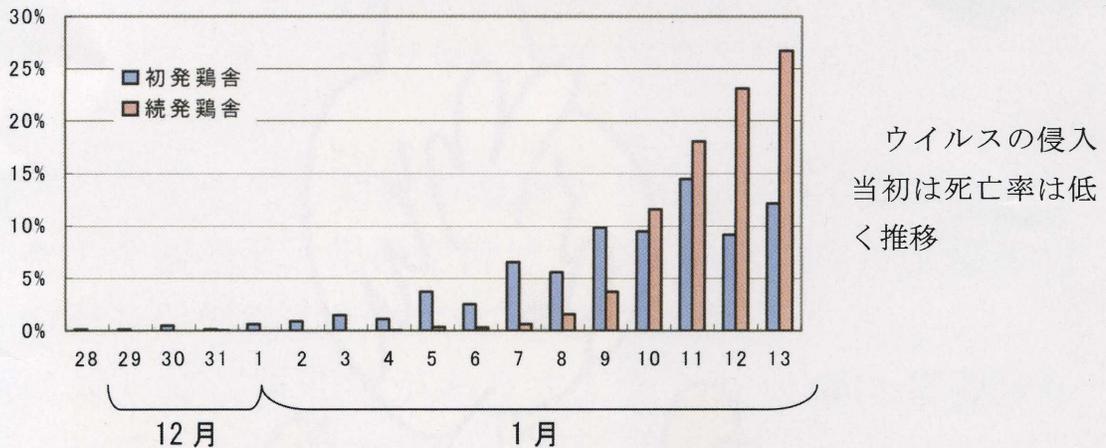


再点検 病気は外から 管理から

鳥インフルエンザウイルスについて

- 鳥インフルエンザウイルスの自然宿主は、シベリア等で繁殖する鴨などの水鳥と考えられています。我が国は、鴨、がん、白鳥などの渡り鳥の越冬場所であり、また渡りのコースともなっているため、鳥インフルエンザウイルスが持ち込まれ易い環境にあります。
- 鳥インフルエンザウイルスは鴨などの水鳥の腸内で増殖し、糞から水を汚染し、その水を他の野鳥等が飲むことにより感染が広がります。鳥インフルエンザウイルスは病原性のないものが多いのですが、このウイルスのうち、鶏、あひる、七面鳥、うずらなどの家きんへの感染性、病原性の高まったもの、その可能性の強いものを高病原性鳥インフルエンザウイルスといい、野鳥だけではなく、輸送箱、車、ヒトなどによっても伝播する伝染力の非常に強い悪性の家畜伝染病の病原体です。

・平成 16 年の野外発生例の死亡率の推移



(図：(独) 動物衛生研究所提供)

・高病原性鳥インフルエンザの症状



突然の沈うつ、すぐ死亡する。

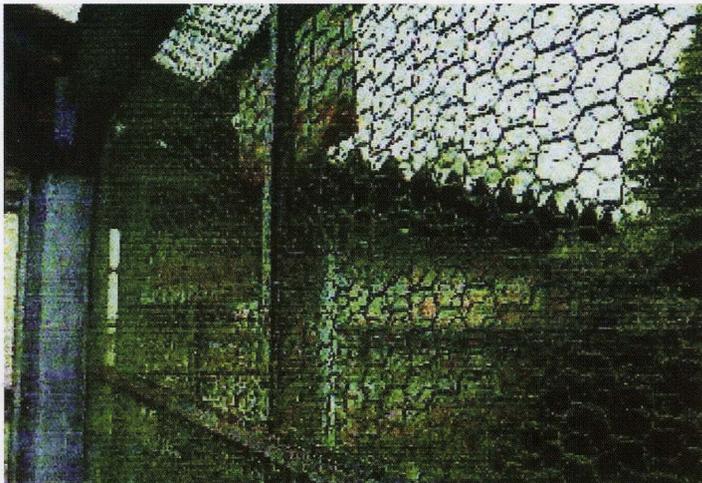
(写真：山口県提供)

渡り鳥の季節になりました。鳥インフルエンザウイルスの侵入を防止するため、予防対策を再度点検しましょう。

① 防鳥対策

鶏舎への野鳥の侵入を防止するため、2 cm 角以下の網目の防鳥ネット（果樹用防鳥ネット 2m×50m×17mm 角など）を張りましょう。

飼料置き場、堆肥舎にも防鳥ネットを張り、野鳥の侵入を防ぎましょう。



鶏舎側面、入気口等の網目の大きい場合は、金網の上から防鳥ネットを張り、野鳥の侵入を防止する。また、隙間は金網を詰める。

（写真：京都府提供）

堆肥舎はカラスのエサ場になることが多いので、死亡鶏、鶏卵の殻、破卵などは速やかに処理し、カラスのエサ場となるような所を作らないようにしましょう。

② 飲用水対策

感染した野鳥等の糞により汚染された水が伝播源となり得ます。鶏飲用水は水道水または消毒したものを給与しましょう。（消毒には塩素（塩素濃度は 0.1ppm 以上）またはオゾンを用いる。）

地下水を用いる場合は、ポンプアップ時に塩素剤を添加するか貯水タンク内に塩素玉を吊し消毒しましょう。



地下水のポンプアップ時に塩素剤を添加

（写真：京都府提供）

③ 人・車両による伝播防止対策

人による伝播を防止するため、外来者のチェック、立入の制限を行うこと、外来者の氏名等は記録しておくことを徹底しましょう。

また、踏込み消毒槽の設置、出入りの際の長靴や手指の消毒を徹底しましょう。踏込み消毒の際は、長靴の汚れをよく落とした後、出来るだけ長く消毒槽につかることが大切です。

踏込み消毒槽の薬剤は頻繁に交換すること、消毒槽へのホコリ、雨水の混入、直射日光を防ぐことにも気を付けてください。

(写真：関 令二氏提供)



(写真：京都府提供)



④ 野生動物による伝播防止対策

ネズミの侵入を防止するため、定期的なネズミ駆除、鶏舎の補修を行いましょう。ハエ、蚊、ゴキブリ等衛生害虫の駆除を徹底しましょう。養鶏場周囲に金網フェンスを張り、イタチ類などの侵入を防ぎましょう。

産卵率の低下や死亡羽数の増加などがないか、毎日、飼養家きんをよく観察し、記録を付け、異常が認められた場合は最寄りの家畜保健衛生所までご連絡ください。

本病に対してご質問等がありましたらお気軽に家畜保健衛生所へお尋ねください。

連絡先：

〔家畜伝染病防疫対応強化事業（家畜衛生対策事業）〕

社団法人全国家畜畜産物衛生指導協会

〒113-0034 東京都文京区湯島 3-20-9 緬羊会館内 電話 03-3833-3861 FAX. 03-3833-3864